

中部ニユース

シネスコ版

道新 1614
高新 16230
新愛媛 1618
中口新 1611

本編同い

No. 395 36. 8. 11

元島・新リ-平和歌の集- 118pp (本編ト77pへ追加)

一、狂暴化した「無法地帯」

—大阪釜ヶ崎

八月一日の夜、大阪のスラム街釜ヶ崎で、自動車にはねられた死体の処置が悪いと群集が騒ぎ出し、スラム街特有の反警察感情が爆発。二日夜には群集の数は一万名にも及び、荒れ狂った暴徒は三つの交番へつきつぎに放火、パトロールカーやタクシーにまで火をつけたばかりか、附近を通っている電車を襲い関係のない一般市民にまで暴行を働らく有様。無警察状態だと、非難の矢面に立った大阪府夜警本部は、三日に至り六千名の武装警官を動員、装甲車を先頭に暴徒へ突撃し、警棒の雨を降らせました。相方に六百名に及ぶ負傷者を出し、ようやく収拾されたものの、狂暴化し易いスラム街の病根へ積極的な治療がのぞまれています。

日本の断層

一、松川事件

敗戦による破壊と混乱のなかで占領下の社会は何故か国鉄を舞台に奇怪な事件をもたらしました。十二年前おきた松川事件もその例外ではなく、八月八日四度目の審判を迎えました。作家の松本清張氏や広津和郎氏らの姿を見せ、それがまたこの事件の特殊な性格を物語っているのです。

この事件とは去る二十四年八月十七日末明松川金谷川間で列車が脱線てんぶく、乗務員三名が死亡したというもの。

折から当局は、赤間勝美の自白に基き東芝、国鉄から二十名の容疑者を逮捕。

やがて福島地裁は被告全員に死刑を含む有罪を言渡したのです。

次いで二審の仙台高裁は三名を無罪にしたものの基本的には一審の判決を支持。この頃から作家の広津和郎氏は他人の自白で人が罪になるという一、二審の判決の不合理を指摘。

それはやがて雑音と非難されながらも大衆の間に浸透、救援活動となつていったのです。

こうした事態を背景に最高裁は原判決を破棄、疑いを解明すべく仙台高裁にやり直しを命じました。

それから二年、世紀の判決を迎えたのです。

判決は、検察側の主張を全面的にしりぞけ一審の判決を破棄して被告全員に無罪を言渡したのです。

だがそこには被告席に連座した十二年間の空白と断絶があったのです。それはまた占領下という暗い時代の谷間でもあり、新しい刑事訴訟法になじめない捜査技術の断層がもたらした謂は歴史的な悲劇でもあったのです。

657R

466R

203R